

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
<p>VII 監督上の評価項目と諸手続（有価証券等仲介業務）</p> <p>VII-1 業務の適切性（有価証券等仲介業務）</p> <p>VII-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢</p> <p>（1）勧誘・説明態勢に関する主な着眼点</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。</p> <p>以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>イ. 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。口において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。</p> <p>a. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）</p> <p>b. <u>販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくこと（保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を例示する等）。</u></p>	<p>VII 監督上の評価項目と諸手続（有価証券等仲介業務）</p> <p>VII-1 業務の適切性（有価証券等仲介業務）</p> <p>VII-1-4 顧客に対する勧誘・説明態勢</p> <p>（1）勧誘・説明態勢に関する主な着眼点</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。</p> <p>以上の観点を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、<u>例えば</u>、以下の点にも留意して監督するものとする。</p> <p>イ. 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。口において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。</p> <p>a. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）</p> <p>b. <u>（削除）</u></p>

現行	改正案
<p>c. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）</p> <p>ロ. 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか。</p> <p>⑦ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、有価証券等仲介業者が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認めら</p>	<p>b. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）</p> <p>ロ. 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する可能性があることを、顧客に分かり易く説明しているか。</p> <p>⑦ 投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解した上で取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、有価証券等仲介業者が、顧客の理解度に応じて、投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の乗換えの投資目的との整合性を含め、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項の説明を</p>

現行	改正案
<p>れるときは、<u>仲介業者等府令第118条第1項第4号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</u></p> <p><u>イ. 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等）</u></p> <p><u>ロ. 解約する投資信託等の状況（概算損益等）</u></p> <p><u>ハ. 乗換えに係る費用（解約手数料、販売手数料等）</u> <u>（注）解約手数料、販売手数料等については、各料率並びに解約代金及び購入代金に応じた各手数料の金額（乗換え勧誘時点で確定できない場合は概算額）についても説明する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>ニ. 償還乗換優遇制度に関する事項</u></p> <p><u>ホ. その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの</u></p>	<p>行っていない場合において、<u>実効的な検証を行うために必要な社内管理体制を構築していないと認められるときは、仲介業者等府令第118条第1項第4号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</u><u>なお、当該乗換えの合理性について顧客が判断するために必要な事項としては、例えば、投資信託等の販売にかかる一般的な説明事項のほか、解約する投資信託等の概算損益や、解約する投資信託等と取得する投資信託等の商品性や費用等の比較といった事項等が含まれ得るものの、個別の事案毎に顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的や投資信託等の性質等に応じて異なり得ることに留意するものとする。</u></p> <p><u>イ. ～ホ. （削除）</u></p>